

平成21年10月6日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

選挙管理委員会告示

- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日等（165）…………… 1
- 秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日（166）…………… 1

選挙管理委員会公告

- 秋田県選挙管理委員会分室の設置…………… 1
- 秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務…………… 1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第165号

平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成21年10月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 基準日 平成21年10月15日（年齢については10月25日）
- 2 登録日 平成21年10月15日
- 3 縦覧期間 平成21年10月16日

秋選管告示第166号

平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成21年10月16日と定めたので告示する。

平成21年10月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙管理委員会公告

平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙の事務を処理するため、秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第13条の2第1項の規定により、次のとおり秋田県選挙管理委員会分室を設ける。

平成21年10月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 分室の名称及び場所

| 分 室 の 名 称 | 場 所 |
|-----------------|-------------------------------|
| 秋田県選挙管理委員会仙北市分室 | 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 仙北市役所田沢湖庁舎内 |

2 分室の設置期間

平成21年10月6日から同年11月12日まで

秋田県選挙管理委員会規程（昭和28年秋選管告示第54号）第13条の2第3項の規定により、平成21年10月25日執行の秋田県議会議員仙北市選挙区補欠選挙において秋田県選挙管理委員会分室が処理すべき事務を次のとおり定める。

平成21年10月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

処理すべき事務

- 1 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付

- 2 腕章及び街頭演説用標旗の交付
- 3 選挙事務所に関する届出の受理
- 4 出納責任者に関する届出の受理
- 5 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理
- 6 選挙公報の届出の受理
- 7 選挙公営に関する事務
- 8 選挙運動に関する収支報告書の受理
- 9 当選の告知及び当選証書の交付
- 10 その他委員長が指定するもの

発 行 者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄